＜県が実施する指導・監査について＞

介護保険法に基づく指導監査

指導

	指導方法及び方針	目的及び流れ
集団指導	○ 指定事務の制度説明（指定及び更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明） ○ 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 ○ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止 ○ 過去の指摘事例の紹介等	○目的 事業者の支援、サービスの質の確保及び不適切な請求の防止
運営指導	○ 事業所において実施 ○ 運営指導→生活支援のための適切なアセスメントと個別ケアプランの作成指導等 ○ 報酬請求指導→各種加算等に必要な体制の確保及び適切な運営の指導等 ○ 文書による改善報告 改善を要するもの、費用請求にかかる過誤調整がある場合	運営指導 → 適正・概ね適正 → 結果通知 → 完了 運営指導 → 改善が必要 → 結果通知 改善報告書（過誤調整） → 期限内に改善された → 完了 結果通知 改善報告書（過誤調整） → 期限内に改善されなかった → 再指導 → 適正・概ね適正 運営指導 → 明らかに不正または著しい不当が疑われる → 監査へ移行

監査

情報

○通報、苦情、相談等に基づく情報

○国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

○国保連・保険者からの通報情報

○介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

○運営指導により確認した情報

→ ◆監査（報告等）

※第76条等

→ 改善報告書

→ 基準違反等の発覚 → ◆改善勧告◆

※第76条の2第1項等

→ ◆公表◆

※第76条の2第2項等

→ 行政処分

行政処分

不利益処分をしようとする場合の手続 ↓聴聞・弁明の機会の付与

→ ◆改善命令◆ ◆公示◆

※第76条の2第3項、第4項等

不利益処分をしようとする場合の手続 ↓聴聞・弁明の機会の付与

→ ◆指定の取消◆

第77条　第84条、第92条、第104条、第114条、第115条の9

→ ◆指定の効力の全部又は一部停止◆

※条文は指定の取消と同じ